

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ
一

号外(二) 平成二十六年十月三十一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲三十一号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三農政課の表中十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項の次に次のように加える。

<p>八 内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三三号、以下この項中「法」という。)及び内水面漁業の振興に関する法律施行規則(平成二十六年省令第四十二号)</p>		<p>1 法第十条の規定による都道府県計画の策定、協議、公表及び変更</p> <p>2 法第三十五条第二項の規定による協議会の設置</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>
---	--	---	----------------------------------

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十六年十月三十一日

以下この項中
「省令」といふ。
の施行事務

附則

この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社